

京都市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程を廃止する規程を公布する。

平成27年3月27日

京都市選挙管理委員会委員長 宇都宮 壮一

京都市選挙管理委員会規程第2号

京都市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程を廃止する規程

京都市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)